

# 情報提供

那医発第 129 号  
令和 8 年 5 月 26 日

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 友利 博朗  
理 事 玉城 仁



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会より「**学校保健等関係通知の送付について**」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

.....記.....

沖医発第 247 号  
令和 8 年 5 月 13 日

地区医師会学校保健担当理事 殿

沖縄県医師会  
理事 當間 隆也  
(公印省略)

## 学校保健等関係通知の送付について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の件について、日本医師会より学校保健等関係通知が届いておりますので、本通知をもってお知らせすると共に、以下に概略を説明申し上げます。

①については、中東情勢に伴う重要物資の供給への影響を踏まえ、安定供給の確保に向けた関係省庁の関連情報や相談窓口を周知し、適切な対応を依頼するものです。

②については、学校等や教育委員会と連携しながら、てんかん発作時のジアゼパム点鼻液の処方や指示について、適切な対応を依頼するものです。

③については、学校等や教育委員会と連携しながら、アナフィラキシーショック時のアドレナリン点鼻薬の処方や指示について、適切な対応を依頼するものです。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮に存じますが、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員に対する周知方についてご高配くださいますようお願い申し上げます。

なお、当該文書にかかる関係資料については、沖縄県医師会文書映像データ管理システムよりご確認くださいませようお願い申し上げます。

記

No	文書番号	発送月日	文書名
①	日医発第 235 号 (健 I)	R8.4.24	中東情勢に伴う重要物資の安定的な供給について (情報提供)
②	医発第 260 号 (健 I・健 II・地域・法安)	R8.4.28	学校等におけるてんかん発作時のジアゼパム点鼻液 (スピジア®) の投与について
③	日医発第 261 号 (健 I・健 II・地域・法安)	R8.4.28	学校等におけるアナフィラキシーショック時のアドレナリン点鼻薬 (ネフィー®) の投与について

沖縄県医師会業務第 2 課：喜納、崎原  
TEL：098-888-0087  
FAX：098-888-0089  
E-mail：g2@okinawa.med.or.jp



5

日医発第235号(健Ⅰ)  
令和8年4月24日

都道府県医師会  
学校保健担当理事 殿

日本医師会  
常任理事 渡辺弘司  
(公印省略)

中東情勢に伴う重要物資の安定的な供給について  
(情報提供)

平素、本会学校保健事業に関し、種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、文部科学省から各都道府県教育委員会や関係法人等に対して、「中東情勢に伴う重要物資の安定的な供給について（周知）」として、経済産業省に中東情勢関連対策に関する相談窓口が開設されていることをお知らせするとともに、業務運営に支障が生じた際には文部科学省にも情報共有するよう依頼する事務連絡（別紙）を発出した旨、本会あて連絡がありました。

つきましては、本件について貴会にも情報提供いたします。

事務連絡  
令和8年4月21日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課  
各都道府県私立学校担当課  
大学を設置する各地方公共団体担当課  
各国公立大学法人担当課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
大学を設置する各学校設置会社担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項を受けた  
学校設置会社を所轄する各地方公共団体担当課  
各大学共同利用機関法人担当課  
各文部科学省独立行政法人担当課  
日本私立学校振興・共済事業団担当課  
公立学校共済組合担当課

御中

文部科学省大臣官房総務課

## 中東情勢に伴う重要物資の安定的な供給について（周知）

政府においては、現下の中東情勢を受け、中東情勢に関する関係閣僚会議を開催するとともに、関係行政機関が緊密に連携し、石油製品・関連製品を含む重要物資の安定供給等を図るため、同関係閣僚会議の下に、中東情勢に伴う重要物資の安定的な供給確保のためのタスクフォースを開催し、対策に取り組んでいるところです。その中で、原油や石油製品については、日本全体として必要となる量は確保されているものの、一部で供給の偏りや流通の目詰まりが生じているため、その解消に取り組むこととされています。

こうした状況を踏まえ、経済産業省において、以下のとおり相談窓口を開設し、その中で燃料油や石油由来の化学品・製品等の供給に関する情報提供を受け付けていますのでお知らせします。また、こうしたことを含め、現下の中東情勢に伴い、それぞれの業務運営に支障が生じた場合等には、関係する文部科学省の担当課にもお知らせくださるようお願いいたします。

本件につき、都道府県教育委員会担当課にあつては域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校担当課にあつては所轄の学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体担当課にあつては所轄の学校設置会社に対して周知をお願いします。

○中東情勢関連対策ワンストップポータル（経済産業省ホームページ内）

[https://www.meti.go.jp/chuto\\_josei/index.html](https://www.meti.go.jp/chuto_josei/index.html)

（参考）

・中東情勢に関する対応（内閣官房ホームページ内）

[https://www.cas.go.jp/jp/sei\\_saku/chyutouj\\_yousei/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/sei_saku/chyutouj_yousei/index.html)

## 【本件担当】

大臣官房総務課法令審議室審議第四係

電話：03-6734-2156（直通）

03-5253-4111（内線2156）

E-mail：ml-hourei4@mext.go.jp



5

日医発第260号(健Ⅰ・健Ⅱ・地域・法安)  
令和8年4月28日

都道府県医師会  
担当理事 殿

日本医師会  
常任理事 渡辺弘司  
常任理事 江澤和彦  
常任理事 濱口欣也  
(公印省略)

学校等におけるてんかん発作時のジアゼパム点鼻液（スピジア®）の  
投与について

平素、本会各種事業につきまして種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて今般、文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課より、都道府県教育委員会等に対し「学校等におけるてんかん発作時のジアゼパム点鼻液（スピジア®）の投与について」事務連絡を発出した旨、本会あて連絡がありました。

つきましては、貴会管下医師会の医療機関におかれましても、学校等や教育委員会と連携し、別添の事務連絡や学校等の体制を踏まえて、ジアゼパム点鼻液の処方及び指示を出していただきますよう、周知方よろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡  
令和8年4月16日

公益社団法人日本医師会 御中

文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課

学校等におけるてんかん発作時のジアゼパム点鼻液（スピジア<sup>®</sup>）の  
投与について

平素より学校等の保健の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

今般、学校、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業、放課後子供教室、認可外保育施設、児童自立生活援助事業、児童発達支援、放課後等デイサービス等において児童生徒等がてんかん発作を起こし、生命が危険な状態である場合に、当該児童生徒等に代わって教職員等がジアゼパム点鼻液（スピジア<sup>®</sup>）の投与を行うことについて、こども家庭庁及び文部科学省から厚生労働省医政局医事課に対して別紙1のとおり照会を行ったところ、別紙2のとおり回答があったことを踏まえ、別添のとおり、都道府県教育委員会等に対して事務連絡を发出了したので、お知らせします。

学校等においては、児童生徒等及びその保護者からてんかん発作時のジアゼパム点鼻液の投与について依頼があった場合には、別紙1の4つの条件に基づき、医師の指示を確認するとともに、保護者等と対応について協議を行い、共通理解を図ることが必要となります。また、児童生徒等がてんかん発作を起こした場合に適切な行動ができるよう、教職員等で日頃からの準備や定期的な研修や訓練を行うことも重要です。

てんかん発作においては、当該児童生徒等が意識を失っている場合も想定されることから、傷病者発生時の対応に準じて、教職員等が連携して、迅速・的確な応急手当（一次救命処置）、保護者や医療機関への緊急連絡、救急要請などによる医療機関受診が重要です。その上で、ジアゼパム点鼻液を使用した場合には、てんかん発作を起こした児童生徒等が受診することとなる医療機関の医療従事者が、使用済みの容器をもとにその投与状況を確認するため、当該医療従事者又は救急搬送を行う救急隊に使用済みの容器を受け渡すとともに、実施した内容を伝える等の対応が必要となります。

こうした点について、別添のとおり、都道府県教育委員会等を通じて周知しています。

貴会におかれては、本件について、医療機関においても、学校等や教育委員会と連携し、別添の事務連絡や学校等の体制を踏まえて、ジアゼパム点鼻液の処方及び指示を出していただけるよう、都道府県医師会等に対して御周知願います。

(本件担当)

文部科学省総合教育政策局

健康教育・食育課保健管理係

TEL: 03-5253-4111 (内線 2976)

# 別添

事務連絡  
令和8年4月16日

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市保育主管課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
各都道府県・指定都市・中核市地域子ども・子育て支援事業主管課  
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市認可外保育施設担当課  
各都道府県・指定都市・中核市乳児等通園支援事業主管課  
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市児童福祉主管課  
各都道府県・指定都市・中核市児童相談所設置市障害保健福祉主管課・児童福祉主管課  
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課 御中  
各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園事務担当課  
各都道府県私立学校主管部課  
各都道府県・指定都市・中核市教育委員会地域学校協働活動担当課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

こども家庭庁成育局保育政策課  
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室  
こども家庭庁成育局成育基盤企画課  
こども家庭庁成育局成育環境課  
こども家庭庁支援局家庭福祉課  
こども家庭庁支援局障害児支援課  
文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課  
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

学校等におけるてんかん発作時のジアゼパム点鼻液（スピジア<sup>®</sup>）の  
投与について

平素より学校等の保健の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

今般、学校、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業、放課後子供教室、認可外保育施設、児童自立生活援助事業、児童発達支援、放課後等デイサービス等において児童生徒等がてんかん発作を起こし、生命が危険な状態等である場合に、当該児童生徒等に代わって教職員等がジアゼパム点鼻液（スピジア<sup>®</sup>）の投与を行うことについて、こども家庭庁及び文部科学省から厚生労働省医政局医事課に対して別紙1のとおり

照会を行ったところ、別紙2のとおり回答がありましたので、お知らせします。

学校等においては、児童生徒等及びその保護者からてんかん発作時のジアゼパム点鼻液の投与について依頼があった場合には、別紙1の4つの条件に基づき、医師の指示を確認するとともに、保護者等と対応について協議を行い、共通理解を図ることが必要となります。また、児童生徒等がてんかん発作を起こした場合に適切な行動ができるよう、教職員等で日頃からの準備として定期的な研修や訓練を行うこと等も重要です。

てんかん発作においては、当該児童生徒等が意識を失っている場合も想定されることから、傷病者発生時の対応に準じて、教職員等が連携して、迅速・的確な応急手当（一次救命処置）、保護者や医療機関への緊急連絡、救急要請などによる医療機関受診が重要です。その上で、ジアゼパム点鼻液を使用した場合には、てんかん発作を起こした児童生徒等が受診することとなる医療機関の医療従事者が、使用済みの容器をもとにその投与状況を確認するため、当該医療従事者又は救急搬送を行う救急隊に使用済みの容器を受け渡すとともに、実施した内容を伝える等の対応が必要となります。

なお、0～5歳の乳幼児に対しては、保育所等においてジアゼパム点鼻液を預かり、職員等が投与することは想定されていません。

ジアゼパム点鼻液の使い方等を理解するに当たっては、製造販売業者のホームページ(<https://spydia.jp/>)を御参照ください。

教育委員会においては、てんかん等に対する緊急時対応マニュアル等の整備や教職員研修会の開催を行っている事例もあり、こうした取組について公益財団法人日本学校保健会が作成した「てんかん及び重症の低血糖への対応における学校と医療機関等の連携に係る好事例集」も御参照ください。

また、本事務連絡は消防庁と協議済みであることを申し添えます。

ついては、本件について、管内の市区町村、関係機関及び学校・施設・事業者等に対して周知されるようお願いします。

なお、医療機関においても、学校等や教育委員会と連携し、本事務連絡や学校等の体制を踏まえて、ジアゼパム点鼻液の処方及び指示を出していただけるよう、別途、公益社団法人日本医師会に対して、各都道府県医師会等に周知されるよう依頼しております。

#### 【参考資料】

(公益財団法人日本学校保健会)

○「てんかん及び重症の低血糖への対応における学校の医療機関等の連携に係る好事例集」

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/285>



# 別紙 1

こ成保第 344 号  
こ成基第 95 号  
こ成環第 291 号  
こ支家第 237 号  
こ支障第 110 号  
8 教健食第 4 号  
令和 8 年 4 月 14 日

厚生労働省医政局医事課長 殿

こども家庭庁成育局保育政策課長  
こども家庭庁成育局成育基盤企画課長  
こども家庭庁成育局成育環境課長  
こども家庭庁支援局家庭福祉課長  
こども家庭庁支援局障害児支援課長  
文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課長  
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

## 医師法第 17 条の解釈について（照会）

標記の件について、下記のとおり照会しますので、御回答いただくようお願いします。

### 記

学校、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業、放課後子供教室、認可外保育施設、児童自立生活援助事業、児童発達支援、放課後等デイサービス等（以下「学校等」という。）に在籍又は利用する幼児、児童、生徒、学生（以下「児童等」という。）がてんかん発作を起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員を含む職員又はスタッフ（以下「教職員等」という。）が、ジアゼパム点鼻液（「スピジア<sup>®</sup>」）を自ら投与できない本人に代わって投与する場合は想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の 4 つの条件を満たす場合には、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 17 条違反とはならないと解してよいか。

- ① 当該児童等及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で指示を受けていること。
  - ・ 学校等においてやむを得ずジアゼパム点鼻液を使用する必要性が認められる児童等であること
  - ・ ジアゼパム点鼻液を使用する際の留意事項

- ② 当該児童等及びその保護者が、学校等に対して、やむを得ない場合には当該児童等にジアゼパム点鼻液を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けたジアゼパム点鼻液を使用する際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。
- ③ 当該児童等を担当する教職員等が、次の点に留意してジアゼパム点鼻液を使用すること。
  - ・ 当該児童等がやむを得ずジアゼパム点鼻液を使用することが認められる児童等本人であることを改めて確認すること
  - ・ ジアゼパム点鼻液を使用する際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
- ④ 当該児童等の保護者又は教職員等は、ジアゼパム点鼻液を使用した後、当該児童等を必ず医療機関で受診させること。

以上

医政医発 0415 第 1 号

令和 8 年 4 月 15 日

こども家庭庁成育局保育政策課長  
こども家庭庁成育局成育基盤企画課長  
こども家庭庁成育局成育環境課長  
こども家庭庁支援局家庭福祉課長  
こども家庭庁支援局障害児支援課長  
文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課長  
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

厚生労働省医政局医事課長

( 公 印 省 略 )

医師法第 17 条の解釈について (回答)

令和 8 年 4 月 14 日付けこ成保第 344 号、こ成基第 95 号、こ成環第 291 号、こ支家第 237 号、こ支障第 110 号、8 教健食第 4 号をもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

貴見のとおり。

なお、一連の行為の実施に当たっては、児童等のプライバシーの保護に十分配慮がなされるよう強く願います。



4

日医発第261号(健Ⅰ・健Ⅱ・地域・法安)  
令和8年4月28日

都道府県医師会  
担当理事 殿

日本医師会  
常任理事 渡辺弘司  
常任理事 江澤和彦  
常任理事 濱口欣也  
(公印省略)

学校等におけるアナフィラキシーショック時のアドレナリン点鼻薬  
(ネフィー®)の投与について

平素、本会各種事業につきまして種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて今般、文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課より、都道府県教育委員会等に対し「学校等におけるアナフィラキシーショック時のアドレナリン点鼻薬(ネフィー®)の投与について」事務連絡を発出した旨、本会あて連絡がありました。

つきましては、貴会管下医師会の医療機関におかれましても、学校等や教育委員会と連携し、別添の事務連絡や学校等の体制を踏まえて、アドレナリン点鼻液の処方及び指示を出していただきますよう、周知方よろしくお願い申し上げます。

事務連絡  
令和8年4月16日

公益社団法人日本医師会 御中

文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課

学校等におけるアナフィラキシーショック時のアドレナリン点鼻液（ネフィー<sup>®</sup>）  
の投与について

平素より学校等の保健の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

今般、学校、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業、放課後子供教室、認可外保育施設、児童自立生活援助事業、児童発達支援、放課後等デイサービス等において児童生徒等がアナフィラキシーショックを起こし、生命が危険な状態等である場合に、当該児童生徒等に代わって教職員等がアドレナリン点鼻液（ネフィー<sup>®</sup>）の投与を行うことについて、こども家庭庁及び文部科学省から厚生労働省医政局医事課に対して別紙1のとおり照会を行ったところ、別紙2のとおり回答があったことを踏まえ、別添のとおり、都道府県教育委員会等に対して事務連絡を发出了したので、お知らせします。

学校等においては、児童生徒等及びその保護者からアナフィラキシーショック時のアドレナリン点鼻液の投与について依頼があった場合には、別紙1の4つの条件に基づき、医師の指示を確認するとともに、保護者等と対応について協議を行い、共通理解を図ることが必要となります。また、児童生徒等がアナフィラキシーショックを起こした場合に適切な行動ができるよう、教職員等で日頃からの準備として定期的な研修や訓練を行うこと等も重要です。

アナフィラキシーショック時においては、当該児童生徒等が意識を失っている場合も想定されることから、傷病者発生時の対応に準じて、教職員等が連携して、迅速・的確な応急手当（一次救命処置）、保護者や医療機関への緊急連絡、救急要請などによる医療機関受診が重要です。その上で、アドレナリン点鼻液を使用した場合には、アナフィラキシーショックを起こした児童生徒等が受診することとなる医療機関の医療従事者が、使用済みの容器をもとにその投与状況を確認するため、当該医療従事者又は救急搬送を行う救急隊に使用済みの容器を受け渡すとともに、実施した内容を伝える等の対応が必要となります。

こうした点について、別添のとおり、都道府県教育委員会等を通じて周知しています。

貴会におかれては、本件について、医療機関においても、学校等や教育委員会と連携し、別添の事務連絡や学校等の体制を踏まえて、アドレナリン点鼻液の処方及び指示を出していただけるよう、都道府県医師会等に対して御周知願います。

（本件担当）

文部科学省総合教育政策局

健康教育・食育課保健管理係

TEL: 03-5253-4111（内線 2976）

# 別添

事務連絡  
令和8年4月16日

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市保育主管課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
各都道府県・指定都市・中核市地域子ども・子育て支援事業主管課  
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市認可外保育施設担当課  
各都道府県・指定都市・中核市乳児等通園支援事業主管課  
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市児童福祉主管課  
各都道府県・指定都市・中核市児童相談所設置市障害保健福祉主管課・児童福祉主管課  
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課 御中  
各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園事務担当課  
各都道府県私立学校主管部課  
各都道府県・指定都市・中核市教育委員会地域学校協働活動担当課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

こども家庭庁成育局保育政策課  
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室  
こども家庭庁成育局成育基盤企画課  
こども家庭庁成育局成育環境課  
こども家庭庁支援局家庭福祉課  
こども家庭庁支援局障害児支援課  
文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課  
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

学校等におけるアナフィラキシーショック時のアドレナリン点鼻液（ネフィー<sup>®</sup>）  
の投与について

平素より学校等の保健の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

今般、学校、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業、放課後子供教室、認可外保育施設、児童自立生活援助事業、児童発達支援、放課後等デイサービス等において児童生徒等がアナフィラキシーショックを起こし、生命が危険な状態等である場合に、当該児童生徒等に代わって教職員等がアドレナリン点鼻液（ネフィー<sup>®</sup>）の投与を行うことについて、こども家庭庁及び文部科学省から厚生労働省医政局医事課に対して別

紙1のとおり照会を行ったところ、別紙2のとおり回答がありましたので、お知らせします。

学校等においては、児童生徒等及びその保護者からアナフィラキシーショック時のアドレナリン点鼻液の投与について依頼があった場合には、別紙1の4つの条件に基づき、医師の指示を確認するとともに、保護者等と対応について協議を行い、共通理解を図ることが必要となります。また、児童生徒等がアナフィラキシーショックを起こした場合に適切な行動ができるよう、教職員等で日頃からの準備として定期的な研修や訓練を行うこと等も重要です。

アナフィラキシーショック時においては、当該児童生徒等が意識を失っている場合も想定されることから、傷病者発生時の対応に準じて、教職員等が連携して、迅速・的確な応急手当（一次救命処置）、保護者や医療機関への緊急連絡、救急要請などによる医療機関受診が重要です。その上で、アドレナリン点鼻液を使用した場合には、アナフィラキシーショックを起こした児童生徒等が受診することとなる医療機関の医療従事者が、使用済みの容器をもとにその投与状況を確認するため、当該医療従事者又は救急搬送を行う救急隊に使用済みの容器を受け渡すとともに、実施した内容を伝える等の対応が必要となります。

アドレナリン点鼻液の使い方等を理解するに当たっては、製造販売業者のホームページ(<https://www.neffy.net/>)を御参照ください。

アレルギー疾患に対する緊急時の対応や研修等については、引き続き、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」や公益財団法人日本学校保健会が作成した「学校におけるアレルギー疾患に対する取組ガイドライン（令和元年度改訂）」を御参照ください。

また、本事務連絡は消防庁と協議済みであることを申し添えます。

ついては、本件について、管内の市区町村、関係機関及び学校・施設・事業者等に対して周知されるようお願いします。

なお、医療機関においても、学校等や教育委員会と連携し、本事務連絡や学校等の体制を踏まえて、アドレナリン点鼻液の処方及び指示を出していただけるよう、別途、公益社団法人日本医師会に対して、各都道府県医師会等に周知されるよう依頼しております。

#### 【参考資料】

(こども家庭庁)

○「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/cc94d067/20240205\\_policies\\_hoiku\\_86.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/cc94d067/20240205_policies_hoiku_86.pdf)



(公益財団法人日本学校保健会)

○「学校におけるアレルギー疾患に対する取組ガイドライン（令和元年度改訂）」

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/226>



# 別紙 1

こ成保第 343 号  
こ成基第 94 号  
こ成環第 290 号  
こ支家第 236 号  
こ支障第 111 号  
8 教健食第 5 号  
令和 8 年 4 月 14 日

厚生労働省医政局医事課長 殿

こども家庭庁成育局保育政策課長  
こども家庭庁成育局成育基盤企画課長  
こども家庭庁成育局成育環境課長  
こども家庭庁支援局家庭福祉課長  
こども家庭庁支援局障害児支援課長  
文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課長  
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

## 医師法第 17 条の解釈について（照会）

標記の件について、下記のとおり照会しますので、御回答いただくようお願いします。

### 記

学校、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業、放課後子供教室、認可外保育施設、児童自立生活援助事業、児童発達支援、放課後等デイサービス等（以下「学校等」という。）に在籍又は利用する幼児、児童、生徒、学生（以下「児童等」という。）がアナフィラキシーショックを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員を含む職員又はスタッフ（以下「教職員等」という。）が、アドレナリン点鼻液（「ネフィー<sup>®</sup>」）を自ら投与できない本人に代わって投与する場合が想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の 4 つの条件を満たす場合には、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 17 条違反とはならないと解してよいか。

- ① 当該児童等及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で指示を受けていること。
  - ・ 学校等においてやむを得ずアドレナリン点鼻液を使用する必要性が認められる児童等であること
  - ・ アドレナリン点鼻液を使用する際の留意事項

- ② 当該児童等及びその保護者が、学校等に対して、やむを得ない場合には当該児童等にアドレナリン点鼻液を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けたアドレナリン点鼻液を使用する際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。
- ③ 当該児童等を担当する教職員等が、次の点に留意してアドレナリン点鼻液を使用すること。
  - ・ 当該児童等がやむを得ずアドレナリン点鼻液を使用することが認められる児童等本人であることを改めて確認すること
  - ・ アドレナリン点鼻液を使用する際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
- ④ 当該児童等の保護者又は教職員等は、アドレナリン点鼻液を使用した後、当該児童等を必ず医療機関で受診させること。

以上

## 別紙 2

医政医発 0415 第 2 号  
令和 8 年 4 月 15 日

こども家庭庁成育局保育政策課長  
こども家庭庁成育局成育基盤企画課長  
こども家庭庁成育局成育環境課長  
こども家庭庁支援局家庭福祉課長  
こども家庭庁支援局障害児支援課長  
文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課長  
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

厚生労働省医政局医事課長  
( 公 印 省 略 )

### 医師法第 17 条の解釈について (回答)

令和 8 年 4 月 14 日付けこ成保第 343 号、こ成基第 94 号、こ成環第 290 号、こ支家第 236 号、こ支障第 111 号、8 教健食第 5 号をもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

### 記

貴見のとおり。

なお、一連の行為の実施に当たっては、児童等のプライバシーの保護に十分配慮がなされるよう強く願います。